

今月で締切られます

国民年金の特例納付

あなたの年金権は大丈夫？

あなたの年金権は大丈夫ですか。厚生年金や各種共済組合などの年金制度に加入していない人は、国民年金に必ず加入し、将来、国民年金から老齢年金を受けることになっていきます。

このようにするため、特別に過去の未納保険料が納められ、将来年金が受けられるという制度です。

もう一度、納め忘れた保険料がないか確かめてください。

生活保護法の生活扶助などを受けたときから免除になります。



困りごと相談

あらゆる困りごとに、各機関の専門家が相談に応じます。
▷とき 6月10日・24日(火)
午前10時～午後3時
▷ところ 向日市市民会館

児童手当 受給者の方は 14日までに現況届を

現在、児童手当を受給しておられる方は「児童手当現況届」を、6月14日(土)までに必ず社会福祉課へ提出してください。

6月期分 児童手当の支払い

児童手当の6月期分(2月/5月分)の支払いを、6月10日(火)に行います。口座振込み利用の方は各金融機関へ、また窓口払いの方は、市役所の会計課までお越しください。

府障害者扶養 共済制度加入者

市では、今年度より京都府心身障害者扶養共済制度に加入されている方に対し、掛金を補助(掛金の約半)しています。

掛金を補助

とが困難な精神薄弱者、および身体障害者(3級以上)もしくは、これに準ずる者の保護者

田んぼに入らないで!

田んぼの中へ入って、水を抜いたり、カエル取りなどをすると、稲の生育が悪くなり、農家は困ります。

身体障害者巡回更生相談

身体障害者巡回更生相談(職傷を含む)が、次の要領で実施されます。ご利用ください。

■選挙推進標語:「常日頃 きれいな選挙の 心がけ」 向日市明るい選挙推進協議会

参加者を募集します

第4回 消費者大学

私たちの日常生活と関係のある身近な問題をテーマに、消費生活に関する正しい知識を身につけ、賢い消費者になってもらうことを目的として、開催します。

点訳者養成講習会

昭和55年度 向日市民 ソフトボール大会

向日市民 ソフトボール大会

6月15日(日) 午前9時試合開始 向日小学校運動場

児童手当 受給者の方は 14日までに現況届を

6月期分 児童手当の支払い

府障害者扶養 共済制度加入者

掛金を補助

田んぼに入らないで!

■選挙推進標語:「常日頃 きれいな選挙の 心がけ」 向日市明るい選挙推進協議会

「洗剤問題について」安全性と水質汚染問題」鈴木紀雄氏(滋賀大学教授)

「食生活について考える」河端信氏(京都府立大学教授)

「リ・フォームについて」渡辺テロコ氏(嵯峨アリス生活学校)

「ゴミ問題について」再資源化と環境問題」木村春彦氏(京都教育大学教授)

「市民安全課消費生活係」係へ電話で申込んでください。

「市民安全課消費生活係」係へ電話で申込んでください。

「市民安全課消費生活係」係へ電話で申込んでください。

「市民安全課消費生活係」係へ電話で申込んでください。

「市民安全課消費生活係」係へ電話で申込んでください。

洗剤レポート 2

界面活性剤

洗剤の主成分である界面活性剤の働きや種類について述べてゆきます。

界面活性剤とは、一つの分子の中に水に溶けやすい部分(親水基)と油に溶けやすい部分(親油基)を持っていて、これが、水と油などの性質の違う物の境界面に入り、二つの物の間の刀関係を変え、溶け合えない性質をやわらげます。実際の洗浄では、油に溶けやすい部分が汚れに、水に溶けやすい部分が水に作用し、機械的な力が加わって汚れを包みこみ、引きはなしてゆきます。

原料	石油	油脂
直鎖アルキルベンゼン系	○	
アルファオレフィン系	○	
高級アルコール系(一部油脂)		○
脂肪酸系		○

洗剤に使われる界面活性剤は、陰イオン系と非イオン系のものがあり、ほとんど陰イオン系のもが使われています。(表-1)

主なものとして、アルキルベンゼン系(ABS・LAS)、アルファオレフィン系(ALS)、トリウム(AOS)などがあります。

田んぼに入らないで!

田んぼの中へ入って、水を抜いたり、カエル取りなどをすると、稲の生育が悪くなり、農家は困ります。

また、用水路やため池での魚カエル取りや、水あそびは事故につながります。このようなことがないように注意しましょう。

身体障害者巡回更生相談

身体障害者巡回更生相談(職傷を含む)が、次の要領で実施されます。ご利用ください。

【とき】6月10日(火)午後1時～3時
【ところ】大山崎町中央公民館
【診察科目】整形外科・眼科・耳鼻いんこう科
【相談内容】▷身体障害者手帳の診断 ▷補装具の医学的判定(適合判定を必要とする場合は、必ず本人が補装具を持参してください)▷生活相談・職業相談 ※今回の相談では、福祉手当・障害年金の診断・在宅訪問調査は行いません。
【お問い合わせ】福祉事務所福祉係 内線280・266